

退職予定の組合員の皆さんへ

任意継続
組合員の方も

年利**1.25%!!**
〈平成30年1月1日現在〉

組合員貯金に
加入できます!

※平成30年4月1日より年利1.20%となります。なお、金融情勢及び運用状況により適宜変更いたします。



- 年利1.25%で利息が高く、とってもお得です!
- 払戻しが月2回できて便利です!

組合員貯金は、任意継続組合員の方も在職者の方と同様に加入することができます。

任意継続組合員の組合員貯金加入方法は、在職中に組合員貯金に加入しており、任意継続組合員になった後も引き続き組合員貯金に加入できる「継続加入」と在職中に組合員貯金に加入していなくても、任意継続組合員になってから組合員貯金に加入できる「新規加入」があります。

●在職中に組合員貯金に加入をされていた方

継続加入…………退職後20日以内に「任意継続組合員貯金申込書」を本組合に提出してください。

※退職後においても継続して貯金加入を希望される方は、必ず事前に共済事務担当課へお申し出ください。

●新規に組合員貯金に加入される方

新規加入…………加入しようとする月の前月27日までに「任意継続組合員貯金加入申込書」を直接本組合に提出してください。なお、在職中に提出する場合は、共済事務担当課へお申し出ください。

貯金の限度額は設けておりませんので、退職金をそのまま組合員貯金へお預けいただくこともできます。

退職予定のみなさん!
任意継続組合員になる際は、組合員貯金のご加入をお勧めいたします!



「組合員貯金」を
解約される方はこちら
>>>>>>>>>>

在職中に組合員貯金に加入されていた方が次の場合には、組合員貯金を解約していただけます。

- ① 退職後、任意継続組合員にならない場合
- ② 任意継続組合員になるが、組合員貯金を継続しない場合

解約については、必ず事前に共済事務担当課へお申し出くださいますようお願いいたします。

組合員貸付をご利用の方へ

～貸付未償還金を「全額償還」していただきます～

退職時に貸付未償還残高がある方は、退職後ただちに、全額償還してください。

全額償還の方法は次の2つです。

- ① 退職手当の支給額から控除して償還する。
- ② 退職日までに金融機関からの振込みにより償還する。

償還される際には、共済事務担当課まで早めに連絡していただき、金額等をご確認ください。

本組合への入金退職月の翌月以降になる場合は、1ヵ月単位で経過利息が加算されますのでご注意ください。

* 引き続き特別職になる場合や再任用を受ける場合でも、退職手当等の支給があれば、償還していただくこととなります。